

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第51号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年12月23日 04時00分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市宇久島東方沖5海里付近 （概位 北緯33°18′ 東経129°14′）	
事故等調査の経過	平成22年6月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第1ゆうせい、10トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13672（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機の主軸受全数、2番及び3番クランクピン軸受、クランク軸、2番及び3番シリンダのピストン及びシリンダライナが焼損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、宇久島東方沖を約12ノットの速力で航行中、平成21年12月23日04時00分ごろ、主機が停止して航行不能となった。 船長が救援を求め、本船は、来援した僚船によってえい航され、宇久島の神の浦漁港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2 海象：海上 穏やか	
その他の事項	主機潤滑油ポンプ（歯車式）のケーシング及び歯先が摩耗していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 あり なし 本船は、宇久島東方沖を航行中、主機の主軸受、クランク軸等が焼損したものと考えられる。 主機は、潤滑油ポンプのケーシングと歯先の隙間が過大となり、ポンプ能力が低下して潤滑油圧力が低下したため、主軸受、クランク軸等に潤滑不良が生じたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、宇久島東方沖を航行中、主機潤滑油ポンプのポンプ能力の低下により潤滑油圧力が低下したため、主軸受、クランク軸等が潤滑不良を生じて焼損したことにより発生したものと考えられる。	